

令和7年度 次期「滋賀県農業・水産業基本計画」冊子等デザイン作成業務委託仕様書

1 目的

令和8年度を始期とする次期「滋賀県農業・水産業基本計画」(以下「基本計画」とする)について、生産者をはじめとした県民が共感できる計画とするため、読みやすく、親しみやすい冊子および概要版等となるよう、デザインの作成を行う。

2 内容

(1) 基本計画＜冊子＞のデザインの作成について

- ア 農業者・漁業者等をはじめとしたより多くの県民等が、基本計画の理念をはじめとした内容を知り、共感し、取組への意欲が醸成されるようなデザイン等とすること。
- イ 冊子のサイズ・形式は、現在の基本計画(原案)を基本とする。
- ウ 冊子のページ数は基本計画(原案)と参考資料を合わせ 80 ページ程度とする。

(2) 基本計画＜概要版＞のデザインの作成について

- ア 農業者・漁業者等をはじめとしたより多くの県民等が、基本計画の理念をはじめとした内容を知り、共感し、取組への意欲が醸成されるようなデザイン等とすること。
- イ 概要版のサイズ・形式・ページ数等は自由提案とするが、頒布しやすい形態が望ましい。

(3) 基本計画＜冊子＞および＜概要版＞のデザイン等の作成に係る共通事項について

- ア ＜冊子＞と＜概要版＞のデザインは統一感のあるものとする。
- イ デザイン等の作成にあたり、農業者・漁業等の生産現場での取材等を必要に応じて行うこと。
- ウ 基本計画の基本理念「つながる、つづく、しがの農業・水産業～人と人が織りなす近江の食と広がる豊かさ～」を表現した＜ロゴマーク＞を作成し、デザインに盛り込むこと。

(4) その他

- ア 業務の目的を達成するにあたり有効と考えられる内容を自由提案とする。

3 納品等について

受託者は、本委託業務の完了後、委託業務の内容をとりまとめた報告書(調査資料一式を含む)およびデザインデータを印刷発注できる形式として電子データ一式を成果品として提出することとする。

4 実績報告書等の納入場所および納期について

- (1) 納入場所: 滋賀県農政水産部農政課
- (2) 納 期: 令和8年3月 27 日(金)17 時までに納入すること。

5 業務の実施等について

本委託業務の実施にあたっては、次の事項に留意すること。

- (1) 委託する業務については、滋賀県農業・水産業基本計画(原案)をもとに作成することとなるが、令和8年3月中旬に行われる県議会での議決後に内容等が変更した場合には、双方で協議の上、受託者の負担で修正すること。
- (2) 委託業務の内容の詳細は、受託者からの提案内容に基づき県と受託者で協議のうえ、決定する。
- (3) 業務の遂行にあたっては、業務にかかる実施体制について体制図をもって報告するとともに、実施スケジュールを県へ提出すること。
- (4) 業務の遂行にあたっては、関係法令および適用基準等を遵守するものとする。
- (5) 業務の進捗を管理する責任者および連絡員(責任者と連絡員が同一でも可)を置くこと。
- (6) 業務の遂行にあたっては、仕様書等に疑義が生じる場合は、双方打ち合わせを行い決定する。
- (7) 本仕様書に明示されていない事項であっても、事業目的を到達するために必要と認められる事項には、双方協議の上、受託者の負担で実施する。
- (8) 本委託業務の履行時において、著作権の使用許可手続きが必要な場合は、受託者の責任において済ませておくこととする。また、著作権などに関する問題が生じた場合には、受託者の責任においてこれを処理する。
- (9) 委託業務の実施にあたり秘匿情報を第三者には漏らしてはならない。